

弁護士報酬一覧表【離婚事件・不貞慰謝料請求】

	相談段階	協議段階	調停段階	訴訟段階	離婚後	
自分で進めたい	相談	協議書 ・ 公正証書作成	バックアップ プラン	バックアップ プラン	バックアップ プラン	強制 執行 その他
弁護士に任せたい		交渉おまかせプラン	調停おまかせプラン	訴訟おまかせプラン		

【交渉お任せプラン】 方針提案、書面作成、協議書（公正証書）締結等、交渉全般を離婚成立迄サポート

着手金	<p>22万円（有責配偶者の場合 +11万円）※1</p> <p>① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合 +11万円</p> <p>② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合 +22万円</p> <p>③ 面会交流の調整を相手方と行う場合 +5万5000円 ※2</p> <p>④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合 +22万円</p>
報酬金	<p>離婚成立報酬 35万2000円（有責配偶者の場合 +22万円）</p> <p>㊦親権の争いがある場合（※3）に、親権を獲得して離婚が成立した場合 +33万円</p> <p>①慰謝料・財産分与等で経済的利益（※4）を得た場合 もらう側：経済的利益の 14.3%（税込） 払う側：経済的利益の 7.7%（税込）</p> <p>㊧監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合 +33万円</p> <p>①面会交流の争いがある場合に、要求の全部・一部について合意した場合 +22万円</p> <p>㊨養育費の争いがある場合に、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側：+22万円 払う側：+11万円</p> <p>㊩婚姻費用の争いがある場合、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側：+11万円 払う側：+11万円</p>

【バックアッププラン】 弁護士にアドバイスをもらいながら、自分で離婚の話し合いを進めたい方はこちら

手数料	3か月間 7万7000円 1か月延長ごとに 1万6500円
-----	---

※ 書類作成や相手方との折衝は、本プランでは対応範囲外となります。

※ 他プランに移行する際は、各プランの着手金から5万円を減額いたします。

【離婚協議書・公正証書作成】 話し合いは夫婦でできたが、書類を弁護士に作ってほしい方はこちら

手数料	11万円 （別途2万～4万前後の実費のご負担をお願いします）
-----	---------------------------------------

【調停お任せプラン】 方針提案、調停申立、期日同席、期日間交渉等、調停（審判）全般をサポート

着手金	33万円 （有責配偶者からの離婚請求の場合 +11万円 ）※1 ① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合 +11万円 ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合 +22万円 ③ 面会交流の調整を相手方と行う場合 +5万5000円 ※2 ④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合 +22万円
報酬金	離婚成立報酬 35万2000円 （有責配偶者の離婚請求 +22万円 ） ㊦親権の争いがある場合（※3）に、親権を獲得して離婚が成立した場合 +33万円 ㊧慰謝料・財産分与等で経済的利益を得た場合（※4） もらう側：経済的利益の 14.3% （税込）払う側：経済的利益の 7.7% （税込） ㊨監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合 +33万円 ㊩面会交流の争いがある場合に、要求の全部・一部について合意した場合 +22万円 ㊪養育費の争いがある場合に、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側： +22万円 払う側： +11万円 ㊫婚姻費用の争いがある場合、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側： +11万円 払う側： +11万円
日当	① 横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合 1回 2万2000円 ② ①以外の裁判所に出廷する場合 1回 3万3000円～+往復交通費 （※） ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合 1回 2万2000円～ （①②に準ずる）

※ 遠方の裁判所の場合、電話会議の期日になることがあります。この場合、日当は2万2000円とします。

【その他の交渉・調停お任せプラン】 婚姻費用のみ請求する場合・面会交流・財産分与等

方針提案、協議から調停申立、期日同席および期日間交渉など、協議・調停全般をサポート

着手金	22万円 婚姻費用と面会等、2つ以上の手続をご依頼頂く場合 一つの手続ごとに +11万円
報酬金	面会交流の争いがある場合（※3）に、要求の全部・一部に合意した場合 +33万円 婚姻費用の争いがある場合に、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側： +22万円 払う側： +11万円 財産分与の争いがある場合に、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側：経済的利益の 14.3% （税込）払う側：経済的利益の 7.7% （税込）（※4）
日当	①横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合 1回 2万2000円 ②①以外の裁判所に出廷する場合 1回 3万3000円～+交通費 ④ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合 1回 2万2000円～ （①②に準ずる）

【監護者指定・子の引き渡しの仮処分・審判お任せプラン】

方針提案、協議から仮処分・審判申立、期日同席および期日間交渉など、仮処分・審判全般をサポート

着手金	33万円 ① 離婚調停を併せて行う頂く場合 +22万円 ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合 +22万円 ③ 面会交流の調整を相手方と行う場合 +5万5000円
報酬金	監護者指定及び子の引渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合 33万円
日当	①横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合 1回 2万2000円 ②①以外の裁判所に出廷する場合 1回 3万3000円～+交通費 ① 調査官調査・面会交流に立ち会う場合 1回 2万2000円～ （①②に準ず）

【訴訟お任せプラン】 方針提案、期日代理出席、期日間交渉など、訴訟全般をサポート

着手金	44万円 （有責配偶者からの離婚請求の場合 +11万円 ）※1 ① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合 +11万円 ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合 +22万円 ③ 面会交流の調整を相手方と行う場合 +5万5000円 ※2 ④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合 +22万円
報酬金	離婚成立報酬 46万2000円 （有責配偶者からの離婚請求の場合 +22万円 ） ㊦親権の争いがある場合（※3）に、親権を獲得して離婚が成立した場合 +33万円 ①慰謝料・財産分与等で経済的利益を得た場合（※4） もらう側：経済的利益の 14.3% （税込） 払う側：経済的利益の 7.7% （税込） ㊧監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合 +33万円 ①面会交流の争いがある場合に、要求の全部・一部について合意した場合 +22万円 ㊨養育費の争いがある場合に、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側： +22万円 払う側： +11万円 ㊩婚姻費用の争いがある場合、要求の全部・一部を実現した場合 もらう側： +11万円 払う側： +11万円
日当	① 横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合 1回 1万1000円 ② ①以外の裁判所に出廷する場合 1回 2万2000円～+往復交通費 ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合 1回 2万2000円～ （①②に準ずる）

※ 遠方の裁判所の場合、電話会議の期日になることがあります。この場合、日当は1万1000円とします。

【養育費回収お任せプラン】離婚後に養育費のみ請求する場合

方針提案、協議から強制執行等手続申立、期日出廷・回収まで全般をサポート

着手金	なし（下記条件を満たさない場合は着手金 11万円～）
事務手数料	2万2000円
報酬金	② 未払養育費 回収した金額の 27.5% (100万円を超える部分は16.5%) ③ 将来分の養育費 5年分の 19.8%
日当	①横浜・川崎の裁判所に出廷する場合 1回 2万2000円 ②①以外の裁判所に出廷する場合 1回 3万3000円～+交通費

※完全成功報酬制プランは、下記3点を満たす方のみご利用いただけます。

- 養育費等の債務名義（公正証書、調停調書、審判書、和解調書、判決書等）を有していること
- 過去に養育費の強制執行を実施していないこと
- 債務者が無職、無資力または個人事業主であることが判明していないこと

【不貞慰謝料請求】

着手金	11万円 訴訟の場合 +22万円
報酬金	① 経済的利益の 22% （下限22万円） ② 関係解消・接触禁止等非金銭的合意をした場合 +11万円
内容証明発送のみのご依頼	手数料 5万5000円 （別途実費）

【事務手数料】

交渉	1万1000円
調停・審判	2万2000円 （交渉から移行する場合は1万1000円）
訴訟	3万3000円 （交渉から移行する場合は2万2000円 調停から移行する場合は1万1000円） ※ 訴訟提起時の印紙代は含まれません

【各お支払い期日】

着手金・手数料	委任契約締結後 1週間 以内
報酬金	報酬発生事由が生じた日の属する月の 末日 （原則）
日当	出廷した日の属する月の 末日

（注意事項）

- ※1 交渉から調停、調停から訴訟に移行する場合、それぞれ追加着手金11万円を頂戴いたします。
- ※2 委任契約継続中に、依頼者様に代わり、相手方又は相手方代理人との間で、面会交流の日時等を調整いたします。相当長期間にわたる場合又は月3回超の調整を要する場合は別途費用を頂戴することがあります。
- ※3 「争いがある場合」とは、受任時に、双方の要求の全部または一部が対立している場合を言います（全プラン共通）
- ※4 「経済的利益」は、請求者側は回収額、被請求者側は請求から減額した金額とします。後者（払う側）の場合、請求の法的妥当性、判決における見通しを勘案して、報酬金額を調整する場合があります（全プラン共通）
- ※5 婚姻関係を継続させたい方、修復を希望する方の場合、離婚「阻止」報酬を頂戴することがあります（応相談）